(コピー)

食品 · 医薬品局告示

件名 1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 416 号)2020 年、件名「食品中の病原 菌に関する品質又は規格、検査・分析における基準、条件及び方法の規程」に関する説明

国際原則(Codex)に適合する各種の食品中で検出される食品中の病原菌に関する品質又は規格の規定を、当該食品の技術情報、製造工程と整合させるために、かつ消費者の安全保護を向上させるために、食品・医薬品局が食品中の病原菌に関する規格に関する保健省告示の規定を見直し、食品中の病原菌に関する品質又は規格、検査・分析における基準、条件及び方法の規程に関する保健省告示を公布した。その要点は以下の通りである。

- 1. 2013 年 9 月 25 日付の保健省告示(第 364 号)2013 年、件名「食品中の病原菌に関する規格」を廃止する。
- 2. 以下のリスト 1 に基づく 43 種類の食品に「病原菌が存在してはならない」。ただし、 リスト 2 で指定された種類及び量の病原菌を除く。
 - 2.1 保健省告示で個別に規定されている食品のリスト

特別規制食品

- 1) 乳児用調整乳及び乳幼児用連用処方調製乳に関する保健省告示に基づく乳児用調 製乳及び乳幼児用連用処方調製乳
- 2) 乳児用食品及び乳幼児用連用処方食品に関する保健省告示に基づく乳児用食品及 び乳幼児用連用処方食品
- 3) 乳幼児用補助食品に関する保健省告示に基づく乳幼児用補助食品
- 4) 体重管理が必要な人向けの食品に関する保健省告示に基づく体重管理が必要な人 向けの食品
- (注1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否 はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。
- (注2) 原典については、下記に掲載されています。

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/416_QualitySetting.pdf

(注3) 保健省告示第416号の原典については、下記に掲載されています。

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P416.pdf 仮訳

https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/MoPH416.pdf

品質又は規格規定食品

- 5) 牛乳に関する保健省告示に基づく牛乳
- 6) フレーバーミルクに関する保健省告示に基づくフレーバーミルク
- 7) 乳製品に関する保健省告示に基づく乳製品
- 8) ヨーグルトに関する保健省告示に基づくヨーグルト
- 9) アイスクリームに関する保健省告示に基づくアイスクリーム
- 10) チーズに関する保健省告示に基づくチーズ
- 11) クリームに関する保健省告示に基づくクリーム
- 12) 密閉容器入り飲料に関する保健省告示に基づく密閉容器入り飲料
- 13) 茶に関する保健省告示に基づく茶
- 14) コーヒーに関する保健省告示に基づくコーヒー
- 15) 密閉容器入り豆乳に関する保健省告示に基づく密閉容器入り豆乳
- 16) 電解質飲料に関する保健省告示に基づく電解質飲料
- 17) ハーブティーに関する保健省告示に基づくハーブティー
- 18) 密閉容器入り飲料水に関する保健省告示に基づく密閉容器入り飲料水
- 19) 氷に関する保健省告示に基づく氷
- 20) ミネラルウォーターに関する保健省告示に基づくミネラルウォーター
- 21) 半加工食品に関する保健省告示に基づく半加工食品
- 22) ピータンに関する保健省告示に基づくピータン
- 23) 密閉容器入り食品に関する保健省告示に基づく密閉容器入り食品
- 24) ビタミン添加米に関する保健省告示に基づくビタミン添加米
- 25) チョコレートに関する保健省告示に基づくチョコレート
- 26) バターオイルに関する保健省告示に基づくバターオイル
- 27) マーガリン、バターブレンド、マーガリン製品及びバターブレンド製品に関する 保健省告示に基づくマーガリン、バターブレンド、マーガリン製品及びバターブ レンド製品
- 28) 蜂蜜に関する保健省告示に基づく蜂蜜
- 29) 密閉容器入りジャム、ゼリー及びマーマレードに関する保健省告示に基づく密閉容器入りジャム、ゼリー及びマーマレード
- 30) 澄ましバター又はギー(Ghee)に関する保健省告示に基づく澄ましバター又はギー(Ghee)
- 31) バターに関する保健省告示に基づくバター
- 大臣が告示して指定するラベル貼付義務を課す食品
- 32) 特定種類のソースに関する保健省告示に基づく特定種類のソース
- 33) 大豆蛋白質の分解により得られる調味製品に関する保健省告示に基づく大豆蛋白質の分解により得られる調味製品
- 34) 密閉容器入りソースに関する保健省告示に基づく密閉容器入りソース
- 35) ゼリー加工品及びゼリー菓子のラベル表示に関する保健省告示に基づくゼリー 加工品及びゼリー菓子
- 36) パンに関する保健省告示に基づくパン
- 37) 玄米粉に関する保健省告示に基づく玄米粉
- 38) 獣肉による製品に関する保健省告示に基づく獣肉による製品
- 39) チューインガム及びキャンデーに関する保健省告示に基づくチューインガム及

びキャンデー

- 40) すぐに食べられる加工食品である加工調理済み食品に関する保健省告示に基づくすぐに食べられる加工食品である加工調理済み食品
- 2.2 まだ保健省告示で個別に規定されていない食品のリスト
 - 1) すぐに食べられる調理済み食品及び加工食品のラベル表示に関する保健省告示で 規定されていないすぐに食べられる食品、すなわち新鮮な又は生の状態で食べる ためにカットし盛り付けられた野菜、果物、魚・エビ・イカ・貝・刺身など、新 鮮な又は生の状態で食べるシーフード
 - 2) 販売用容器入りの動物による製品、及び酢、塩などに漬け込まれた動物による製品から得られる発酵食品
 - 3) 生麺類食品、すなわちカノムチーン、クワイティヤオ、バミー、キィヤムイー、 うどん、ワンタンシート、及び同類の製品
- 3. リスト 1 に基づく 43 品目の食品に病原菌が存在してはならない。ただし、リスト 2 で指定された種類及び量の病原菌を除く。現在規定されているのは Salmonella spp., Staphylococcus aureus, Bacillus cereus, Clostridium perfringens, Listeria monocytogenes, Cronobacter spp., Clostridium botulinum, Vivrio parahaemolyticus 及び Vibrio cholera のみであり、リスト 2 の詳細に従い病原菌の種類及び量に応じて検査・分析 するよう規定している。

なお、1979年食品法に基づき制定する保健省告示(第 416 号)2020年、件名「食品中の病原菌の品質又は規格、検査・分析における基準、条件及び方法の規程」の末尾添付リストに基づく同告示の規定に関する判定チャートを示す。

4. 病原菌の検査・分析を行う場合は、食品中の病原菌の品質又は規格、検査・分析における基準、条件及び方法の規程に関する保健省告示の末尾添付リスト 3 に記す検査・分析を適用すること。

なお、法律の規定に基づく質的又は量的な結果報告が可能な場合は、末尾添付リスト 3 で定める以外の他の検査・分析方法を適用できる。ただし、当該の検査・分析方法が国際 規格に基づくラボラトリー認定機関(ISO17025)により承認されていること。

- 5. 当該の保健省告示は以下の食品に適用されない。
- 5.1 補助食品。2006 年 1 月 10 日付の食品・医薬品局告示、件名「補助食品製品のラベル使用許可申請に付属する証拠及び書類、並びに病原菌に関する品質又は規格」に基づき病原菌に関する規定が存在するため。
- 5.2 食品添加物。2004 年 8 月 18 日付の保健省告示(第 281 号)2004 年、件名「食品添加物」及びその改正増補版に基づき、各種の食品添加物に対する病原菌を含めた品質又は規格に関する規定が存在するため。
- 6. 1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 416 号)2020 年、件名「食品中の病原菌の品質又は規格、検査・分析における基準、条件及び方法の規程」は、2020 年 10 月 9 日付の官報一般公報編第 137 号特別章 237 D で告示され、官報告示日から 90 日が経過した時に、すなわち 2021 年 1 月 7 日より施行される。

なお、保健省告示(第 364 号)2013 年、件名「食品中の病原菌の規格」以外に追加規定される食品、すなわち獣肉による製品に関する保健省告示に基づく獣肉による製品、チューインガム及びキャンデーに関する保健省告示に基づくチューインガム及びキャンデー、すぐに食べられる調理済み食品及び加工食品のラベル表示に関する保健省告示で規定されて

いないすぐに食べられる食品、販売用容器入りの動物による製品、及び酢、塩などに漬け込まれた動物による製品から得られる発酵食品、生麺類食品の製造者又は輸入者は2021年1月7日より当該の告示を順守すること。

7. 病原菌に関する規格が定められた食品の販売のための製造者、販売のための輸入者又は販売者が当該の保健省告示を順守しない場合は、第28条に基づく規格不適合食品に該当し、第25条の(3)の違反に当たるものとして50,000バーツ以下の罰金刑を科す、又は第26条の(1)に基づく不純食品に該当し、第25条の(1)の違反に当たるものとして2年以下の禁固刑若しくは20,000バーツ以下の罰金刑を科すか、又はその併科に処す。

以上の次第により、食品・医薬品局は当該の保健省告示が一般に周知され、関係する事業者が告示を厳格に順守するよう求める。いずれにせよ、関係者が規定の基準を理解し、それに従い正しく実施できるようにするために、食品・医薬品局が告示の適用に関するマニュアル及び指針を作成している。何か疑問な点がある場合は、公務時間帯に保健省食品・医薬品局食品部 TEL. 02-590-7179 及び 02-590-7173 まで問い合わせることができる。

2020年10月30日告示

パイサーン・ダンクム 食品・医薬品局局長

コピー内容の正確性を保証する チラーラット・テーサシン 上級専門レベル食品技官

食品・医薬品局告示

件名「1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 416 号)2020 年、件名「食品中の病原菌の 品質又は規格、検査・分析における基準、条件及び方法の規程」に関する説明」 の末尾添付リスト

1979年食品法に基づき制定する保健省告示(第 416 号)2020年、件名「食品中の病原菌に関する品質又は規格、検査・分析における基準、条件及び方法の規程」に基づく規定に関する判定チャート

